２　前項の運転経歴証明書交付等申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

３　第一項の申請をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。ただし、第一号に規定する者が、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、同号に定める書類を提示することを要しない。

一　運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有しない者であつて運転経歴証明書の交付の申請のみを行う者　住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類

二　運転経歴情報記録個人番号カードを有する者であつて運転経歴証明書の交付の申請をする者　運転経歴情報記録個人番号カード

三　運転経歴情報の記録の申請をする者　個人番号カード

（運転経歴証明書の記載事項等）

第三十条の九　運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　［略］

二　運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証等の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

［三～五　略］

２　運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の九のとおりとする。

［３・４　略］

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第三十条の十　運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

［２・３　略］

４　第一項の届出をしようとする者であつて、運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有するものは、前項の規定にかかわらず、変更後の住所又は氏名が記載された運転経歴情報記録個人番号カード（住所地を管轄する公安委員会が必要と認める場合には、住民票の写し。第三十条の十五第二項において同じ。）を提示しなければならない。

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十一　［略］

（運転経歴証明書の返納）

第三十条の十二　［略］

２　運転経歴証明書を有する者は、法第百五条の二第四項の規定により運転経歴情報の記録を受けようとするときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができる。

３　運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードを有する者は、いつでも、その者の住所地を管轄する公安委員会に前項の運転経歴証明書返納届を提出して当該運転経歴証明書を返納することができる。

２　前項の運転経歴証明書交付申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。

３　第一項の申請をしようとする者は、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類を提示しなければならない。ただし、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、当該書類を提示することを要しない。

［各号を加える。］

（運転経歴証明書の記載事項等）

第三十条の十一　［同上］

一　［同上］

二　運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日又は免許証の有効期間が満了する日において受けていた免許の年月日及び種類

［三～五　同上］

２　運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。

［３・４　同上］

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第三十条の十二　運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所地を管轄する公安委員会）に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

［２・３　同上］

［項を加える。］

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第三十条の十三　［同上］

（運転経歴証明書の返納）

第三十条の十四　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］